

寒河江市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案)

令和8年〇〇月

寒 河 江 市

目 次

頁

はじめに	3
I : 総論	
1 新型インフルエンザ等対策の基本方針	4
基本方針	4
取組の目的	4
対象とする感染症	5
対策実施上の留意点	5
2 新型インフルエンザ等対策の基本項目	7
3 対策推進のための役割分担	9
II : 各論（市行動計画の主要7項目）	
1 実施体制	1 2
2 情報収集、情報提供・共有・リスクコミュニケーション	1 6
3 まん延防止	1 7
4 ワクチン	1 8
5 保健	2 1
6 物資	2 1
7 市民生活及び地域経済の安定の確保	2 2
用語解説	2 6

はじめに

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっており、これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生、さらには令和元年以降、新型コロナウイルス感染症が数年間にわたりパンデミックを引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となってきた。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないためパンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、令和元年12月、中国湖北省武漢市での発生を端緒として全世界に拡大した新型コロナウイルスは、短期間に変異と感染拡大を繰り返し、3年余りにわたりパンデミックが発生した。日本でも社会機能や経済活動が低迷して国民の生活に多大な影響を及ぼした他、医療提供体制や保健所体制がひっ迫し、検査やワクチン接種体制の構築等、県や市町村の業務も膨大となった。

世界がこうした感染症等の発生の恐れに引き続き直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があるが、新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。

このため、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症等が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時から感染症危機に備え、有事における関係機関の役割を明確化しながら連携を密にし、万全な体制を整えることが重要である。

当市では、「寒河江市新型インフルエンザ等対策本部条例」（平成25年条例第33号）を制定し、緊急時の組織体制を定めたところであるが、政府及び県行動計画との整合性を図りながら、事前の対策からパンデミックが発生した場合にとるべき対策として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条に基づく、「寒河江市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）により、総合的かつ具体的な対応ができるよう体制の整備を図るものである。

I 総論

1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

本計画は、関係機関が共通の認識に立ち、市民の不安解消、流行の拡大による市民の健康福祉並びに社会的被害を最小限に抑えるために、県の行動計画との整合性を図りながら、事前の対策からパンデミックが発生した場合にとるべき対応策を定めるものであるが、新型インフルエンザや新型コロナウイルスをはじめ、市民の生活や健康に大きな影響を及ぼす感染症について、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害及び社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、市民の生活安定と健康を確保するため、下記の方針、目的、対象とする感染症、対策の留意点等を定める。

【基本方針】

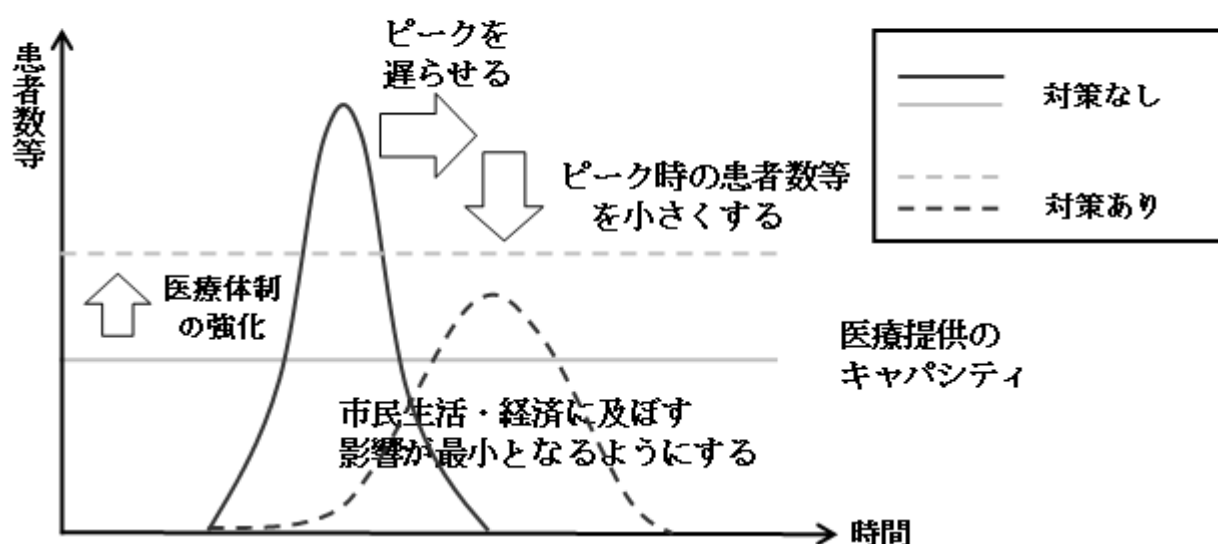
- 1 的確な調査と情報収集及び市民に対する迅速で正確な情報提供
- 2 患者に対する適切な医療の提供
- 3 適切な感染拡大防止策及び社会対応策の実施

【取組の目的】

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

＜対策の効果 概念図＞



2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

- (1) 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- (2) 業務継続計画の作成・実施等により、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

【対象とする感染症】

本計画の対象とする感染症は、以下のとおりである。

- 1 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。ただし、これには感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含むものとする。）
- 2 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- 3 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

【対策実施上の留意点】

県及び市対策本部は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施する。

1 平時からの備えの充実

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要であるため、次の取組みにより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内、県内、市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう、体制整備を進める。

(3) 関係者・市民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や市民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより

万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) 検査、医療提供体制、ワクチンや診断薬、リスクコミュニケーション等の備え

市の病院事業においては、県との間で医療措置協定等を締結することで、有事の際の適切な医療提供体制の確保や、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等についての取組みを進める。

(5) DXの推進、人材育成

医療関連情報の有効活用、他自治体との連携の円滑化等を図るため、県と連携しながら、DXの推進や人材育成等の取組みを進める。

2 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとする。県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売り渡しの要請等の実施にあたって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

3 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は県対策本部長に対して、必要に応じ新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

5 感染危機管理下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保や、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること、感染症対策も想定した防災訓練を実施することとする。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県や他自治体とも連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

6 記録の作成・保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

2. 新型インフルエンザ等対策の基本項目

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等への対応も念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等さまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活や経済全体に与える影響等を総合的に勘案し、国及び県の対策を踏まえて、実施すべき対策を決定する。

1 発生段階ごとの対応

新型インフルエンザ等や新型コロナウイルス感染症等への対策は、発生状態によって対応が異なることから、発生の状態について、県行動計画の発生段階を基に【準備期】から【対応期】までの3段階に分け、段階に応じた対策を実施する。

なお、これらの段階は必ずしも時系列に対応するものではなく、一気に【対応期】に移行することもあり得る。

発生段階	流行状態と対策の考え方
【準備期】	新型インフルエンザ等が発生していない段階においては、地域における医療提供体制の整備や、抗インフルエンザウイルス薬・個人防護服等の備蓄、市民に対する日頃からの啓発や、企業の事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
【初動期】	国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階を言い、この場合、直ちに初動体制に切り替え、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、日本が島国である特徴を活かし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。政府対策本部の対策が実行されるまでの間、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
【対応期】	対応期については、次の(1)～(4)の時期に区分する。 ・ 封じ込めを念頭に対応する時期：(1) ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期：(2) ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期：(3) ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期：(4) (1) 封じ込めを念頭に対応する時期 この時期では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛や、その者に対する予防投与の検討、病原性に応じて不要不急の外出自粛や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。 (2) 病原体の性状等に応じて対応する時期 この時期では、県、事業者等と相互に連携し、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。一方、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定されるため、社会の状況を把握しながら臨機応変に対処していくことが求められる。 (3) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

	ワクチンや治療薬等の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。この場合、病原体の変異により対策を再度強化させる必要が生じる可能性も考慮する必要がある。 (4) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 最終的にワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。
--	---

2 市行動計画の見直し

市行動計画は、政府行動計画の見直しや各種ガイドライン及び県行動計画の見直しがあった場合には、必要に応じて修正を行うこととする。

3. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ対策における寒河江市及び市民の役割は、下記のとおりである。項番3以降は山形県行動計画より、国、県、医療機関等における役割を表示した。

1 市の役割

- (1) 市町村新型インフルエンザ等の発生状況に対し、対策本部を設置する。
- (2) 住民に対する広報・啓発を実施し、コールセンター等を設置する
- (3) 住民に対する予防接種体制を整備し、適切な時期に実施する。
- (4) 学校等との連絡調整を行う。
- (5) 高齢者、障がい者世帯等要援護者に対する支援を実施する。
- (6) 食料品・生活必需品等の供給計画を策定し、状況に応じ配分する。
- (7) 円滑な埋火葬のための体制整備を行う。
- (8) 患者発生時における調査や、保健指導及びまん延防止対策に協力する。
- (9) 自宅療養者への支援に対し協力を行う。

2 市民の役割

- (1) 新型インフルエンザ等の発生前から発生時においてとるべき行動に関する知識の習得や、マスク着用・手洗い・うがい等、個人レベルで対応可能な感染対策の実践。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生時に備えた、個人レベルでの食料品・生活必需品等の備蓄。
- (3) 新型インフルエンザ等の発生時における発生状況や予防接種状況等、各種対策等の情報収集と、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策の実施。

3 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

4 県（県庁及び総合支庁）の役割

- (1) 県対策本部の設置等、対策の総合調整
- (2) 報道監の設置等、報道機関に対する情報提供
- (3) 医療体制に関する調整・整備、臨時の医療施設開設
- (4) 民間検査機関等も含めた全県の検査体制の整備
- (5) 移送体制の整備
- (6) 県民向け相談窓口（コールセンター）の開設
- (7) 宿泊療養施設の開設
- (8) 自宅療養者への支援体制の整備
- (9) 学校、事業所、社会福祉施設等との連絡調整

- (10) 集客施設、教育関係施設、公共機関等との連絡調整
- (11) 政府、各都道府県等との連絡調整
- (12) 県民への情報提供及び県民からの相談への対応、
- (13) サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、その他情報の収集発信
- (14) 県民や関係機関等とのリスクコミュニケーション
- (15) D X化の推進
- (16) 必要物資の調達
- (17) 予防接種への協力支援
- (18) 対策支部の設置等、管内における新型インフルエンザ等対策の総合調整
- (19) 管内の市町村及び関係機関・団体等との連絡調整
- (20) 県民からの生活相談・渡航相談への対応及び情報提供
- (21) 感染拡大時における保健所体制への支援協力

5 医療機関の役割

- (1) 診療継続計画の策定
- (2) 県との医療措置協定等に基づく医療連携体制の整備
- (3) 症状を有する者に対する診断・治療
- (4) 抗インフルエンザウイルス薬等の適正使用
- (5) ワクチン接種への協力
- (6) 自宅療養者への支援への協力

6 指定（地方）公共機関の役割

- (1) 未発生期における業務計画及び事業継続計画の策定
- (2) 発生時における新型インフルエンザ等対策の推進と事業の継続

7 登録事業者の役割

- (1) 特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

8 一般の事業者の役割

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

- (2) 新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

Ⅱ 各論

市行動計画の主要 7 項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等の対策の 2 つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする」ことを達成するための具体的な対策について、以下の 7 項目について発生段階ごとに横断的な留意点を記述する。

【主要 7 項目】

- 1 実施体制
- 2 情報収集・共有、リスクコミュニケーション
- 3 まん延防止
- 4 ワクチン
- 5 保健
- 6 物資
- 7 市民生活及び地域経済の安定の確保

1. 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、全市的な危機管理の問題として取り組むとともに、国、県、医療機関等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、市の関係部署・機関が連携を図りながら、平素から情報交換、連携体制を確認するとともに、発生時に備えた準備を進める。

また、新型インフルエンザ等流行時に備え、市民生活の安定に不可欠な行政サービスの継続を図るための業務継続計画を策定する。

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部及び県対策本部が設置される。市においては、「寒河江市新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「市対策連絡会議」という。）を開催し、発生状況に関する情報収集を継続的に行うとともに、国・県との情報共有に努める。

国内で新型インフルエンザが発生した場合は、対策を強力に推進する必要があるため、市対策連絡会議においては、情報の共有を図りながら、感染拡大を可能な限り抑制するための方策や必要な取り組みについて検討を行う。あわせて、市民に対して情報提供や

注意喚起を行う。

さらに、緊急事態宣言が行われた場合においては、特措法第34条に基づき「寒河江市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置し、市行動計画を基に新型インフルエンザ等対策を推進する。ただし、緊急事態宣言が行われなくとも、寒河江市内にまん延するおそれがある場合は、市対策本部を設置する。

(1) 寒河江市新型インフルエンザ等対策本部

- ① 本部長 市長
- ② 副本部長 副市長
- ③ 本部員

教育長、教育委員会指導推進室長、総務課長、企画戦略課長、みらい協働課長、デジタル戦略課長、財政課長、施設マネジメント推進室長、税務課長、市民生活課長、防災危機管理課長、建設管理課長、建設管理課技術主幹、農林課長、商工推進課長、さくらんぼ観光課長、福祉国保課長、福祉主幹、健康増進課長、子育て推進課長、上下水道課長、経営企画主幹、市立病院長、市立病院事務長、病院経営企画室長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、会計課長、議会事務局長、監査委員事務局長、西村山広域行政事務組合消防長

- ④ 事務局 防災危機管理課、健康増進課

(2) 寒河江市新型インフルエンザ等対策連絡会議

- ① 議長 副市長
- ② 構成員

総務課長、企画戦略課長、財政課長、市民生活課長、防災危機管理課長、建設管理課長、農林課長、商工推進課長、さくらんぼ観光課長、福祉国保課長、健康増進課長、子育て推進課長、上下水道課長、市立病院事務長、学校教育課長、生涯学習課長

- ③ 事務局 防災危機管理課、健康増進課

(3) 各課等の主な役割

部局名	主 な 役 割
各課共通	・業務継続計画及び各課別対応マニュアルの作成に関する事 ・所管する施設・関係団体との連絡調整に関する事 ・所管する施設について、使用制限及び感染（拡大）防止に関する事 ・職員の健康管理と職場における感染拡大防止対策に関する事

総務課 防災危機管理課 選挙管理委員会事務局	・市対策本部の設置、事務局の運営に関すること。 ・国及び県その他関係機関からの情報収集及び連絡調整に関すること ・各課からの情報収集に関すること
企画戦略課 デジタル戦略課	・広報及び報道機関対応（防災危機管理課と連携）に関すること ・交通関係機関との連絡調整及び公共交通運行情報収集に関すること
財政課	・新型インフルエンザ等対策に係る予算措置に関すること
みらい協働課	・企画戦略課の支援に関すること ・コミュニティセンターの衛生管理に関すること
税務課	・コールセンター等の運営支援に関すること
市民生活課	・高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥の検査等への協力及び処分等に関すること ・感染性のある廃棄物の処分に関すること ・遺体の火葬等に関すること
建設管理課	・市道の維持管理に関すること ・公園の使用制限及び入園禁止等に関すること
農林課 農業委員会事務局	・家畜等のインフルエンザ発生・被害調査に関すること
さくらんぼ観光課	・観光客等への情報提供に関すること
福祉国保課	・要配慮者（障がい者）の支援全般に関すること ・コールセンター等の運営支援に関すること
健康増進課	・市対策本部の設置、事務局の運営に関すること ・国及び県その他関係機関との連絡調整に関すること ・新型インフルエンザ等に関する情報収集、相談に関すること ・コールセンター等の設置運営に関すること ・市民の予防接種に関すること ・市医師会等・医療機関との連絡調整に関すること ・要配慮者（高齢者等）の支援全般に関すること
子育て推進課	・保育所・幼稚園の安全確保に関すること ・要配慮者（乳幼児、妊産婦）の支援全般に関すること
上下水道課	・水道水の安定供給に関すること ・下水道施設の維持管理に関すること。

市立病院	・ 外来・入院患者の対応に関すること ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集、相談に関すること
学校教育課	・ 学校施設の衛生管理に関すること ・ 児童、生徒及び保護者に対する情報提供に関すること ・ 児童、生徒及び教職員の感染（拡大）防止と感染状況の把握に関すること
生涯学習課	・ 生涯学習施設の衛生管理に関すること
議会事務局	・ 議会との連絡調整に関すること
商工推進課 会計課 監査委員事務局	・ 応援職員の確保

(4) 発生段階ごとの対応

【準備期】

- (1) 政府行動計画及び、山形県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。
- (2) 寒河江市行動計画を作成・変更する。また、行動計画を作成、変更する際は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者の意見を聞く。
- (3) 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び、有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- (4) 新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。
- (5) 国、県、関係機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- (6) 国、県、関係機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

【初動期】

- (1) 国が政府対策本部を設置した場合や、山形県対策本部を設置した場合において、必要に応じて対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- (2) 必要に応じて、【準備期】を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう全庁的な対応を進める。
- (3) 機動的かつ効果的な対策実施のため、国からの財政支援の有効活用を検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債の発行を検

討する等、所要の準備を行う。

【対応期】

- (1) 国の政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の業務を行うことが出来なくなつたと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- (2) 寒河江市の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めたときは、他自治体又は、県に対して応援を求める。
- (3) 国からの財政支援を有効活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。
- (4) 緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。寒河江市の区域に係る緊急事態宣言を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態宣言に関する総合調整を行う。
- (5) 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示を言う。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

2. 情報収集、情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きく、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインに掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の自治体等の対応も参考にしながら、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。

【準備期】

- (1) 国からの要請により、コールセンター等を設置する準備を進める。

【初動期】

- (1) 県からの要請により、市民への情報提供に努める。特に、将来的な感染症の拡大やまん延を見据え、慢性疾患患者の定期薬の長期処方や、オンラインやFAX処方等の受診方法について周知を行う。
- (2) 国からの要請により、コールセンター等を設置する。

【対応期】

- (1) 県からの要請により、市民への情報提供を強化する。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供するとともに、相談窓口や帰国者・接触者外来、医療体制について周知を図る。
- (2) 国からの要請により、コールセンター等を継続する。

3. まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

このため、市民に対して、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ることとする。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が不要不急の外出の自粛要請を行う場合は、市も協力し市民に呼びかけを行う。市が不要不急の外出自粛等の要請が必要と認めた場合は、県に対し協力を要請する。

地域・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染防止対策の徹底等の季節インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が施設の使用制限の要請を行う場合には、関係団体と連携し、迅速に周知徹底を図る。

まん延防止対策は、個人の行動を制限し、社会・経済活動に影響を与えることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じた対策を行う。

【準備期】

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に備えた理解や準備の促進

- ① 新型インフルエンザ等と通常のインフルエンザ等の発熱疾患とは区別が付きにくいことや、基礎疾患により重症化のリスクが高い場合には、平時から、通常の予防接種が重要である旨を周知する。
- ② 新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも想定されることから、県と連携して、災害時と同様の食料品・生活必需品等の備蓄を促進する。特に流行時に品切れが想定される不織布マスクは、家族分を考慮した一定量の備蓄を推奨する。

(2) 高齢者・障がい者世帯等に係る対応

- ① 国、県からの要請により、町内会等と連携し、独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障がい者の世帯等新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来す恐れのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）ができるよう検討する。
- ② 国、県からの要請により、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供

されるように、介護サービス事業者等と連携を図る。

【初動期】

(1) 国内でのまん延防止対策の準備

- ① 国からの要請により、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
- ② 県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、まん延時の外出による感染の機会（リスク）を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。

(2) 高齢者・障がい者世帯等に係る対応

- ① 県からの要請により、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底と生活必需品を準備するよう要請する。

【対応期】

高齢者・障がい者世帯等に係る対応

- ① 国、県からの要請により、医療に対する相談及び生活支援の準備を行う。
- ② 国、県からの要請により、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を図り周知する。
- ③ 国、県からの要請により、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、保健主管課、福祉主幹課、介護サービス事業者等の間で指導連携の徹底を図る。
- ④ 国、県からの要請により、感染拡大状況に応じ、速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）を行う。

4. ワクチン

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぎ、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。また、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

【準備期】

(1) 接種体制の構築

医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備と訓練を、平時から行う。

(2) 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員については、寒河江市が実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるが、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。このため、国からの要請により、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。なお、国、県等から市職員以外の特定接種の実施について、協力を要請された場合は、協力する。

(3) 住民接種

住民接種については、平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 国等の協力を得ながら、区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ② 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、区域外の自治体における接種を可能にするような取組を進める。
- ③ 速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

【初動期】

(1) 接種体制の構築

県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(2) ワクチン接種に必要な資材

下記の表 1、ワクチン接種に必要な資材について、適切に確保する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設置物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷凍庫 ☐ 耐冷手袋等

(3) 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、確保を図る。また、登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

(4) 住民接種

- ① 目標とする接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報から接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約受付方法を検討する。
- ② 平時の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な業務実施体制の検討、人員の確保を行う。また、接種の円滑な推進を図るため県とも連携する。
- ③ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、確保を図る。また、高齢者支援施設や社会福祉施設に入所する方等、接種会場での接種が困難な方が接種できるよう、関係団体と連携し接種体制の構築を図る。

【対応期】

(1) ワクチン、必要な資材の供給

厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後は、特定の医療機関等に接種希望者が集中しないよう、ワクチン割当量の調整及び、接種可能量に応じた割当等を行う。

(2) 接種体制

準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき接種を行う。

(3) 特定接種の実施

政府対策本部が特定接種を行うことを決定した場合、国と連携し国の具体的運用に基づき、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本

として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(4) 住民接種

政府対策本部の基本的対処方針に基づき、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、予約受付体制を構築し、住民接種を開始するとともに、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

(5) 接種に関する情報提供

接種勧奨については、対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等への通知、ウェブサイトやSNSでの周知の他、紙の接種券を発行する等により接種機会を逸することのないよう対応する。

(6) 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じ医療機関以外での接種会場の増設を検討する。また、施設入所者等、接種会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう、関係課や医師会等と連携し、接種体制を確保する。

(7) 接種記録の管理

県や自治体間でワクチンの接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が整備するシステム等も活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(8) 情報提供・共有

市が自ら実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）及び、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報については、市民に対し周知・共有を行う。

5. 保 健

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の増大が予測され、地域医療体制の整備が重要となる。医療については、県がその中心的な役割を担うことになるが、県からの要請により適宜下記により協力するものとする。

【対応期の主な対応業務】

- (1) 県が実施する健康観察に協力する。
- (2) 県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は、パルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

6. 物 資

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、感染症対策物資等の備蓄に必要な準備を適切に行い、定期的に備蓄状況を確認する等、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにす

るとともに、国、県からの要請により適宜協力するものとする。

【感染症対策物資等の備蓄等】

- (1) 寒河江市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な、感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、この備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (2) 国又は県の要請を受け、西村山消防本部に対して、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう要請する。

7. 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、本人や家族の罹患等により、職場で長期にわたり多くの欠勤が出ることが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等が発生した時は、社会・経済機能の破綻を防止し、市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えるよう、国、県、関係機関と連携を図りながら、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。また、一般の事業者等においても事前の準備を行うよう要請する。

(1) 業務継続計画の策定

市は、必要最低限の行政サービスを維持するため、業務継続計画の策定を進める。

(2) 要配慮者（特に高齢者や障がい者等）への生活支援

新型インフルエンザ等の流行により、高齢者世帯や障がい者世帯等、生活に支障をきたすおそれのある世帯への生活支援（安否確認、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）は、平時にも増して重要となる。そのため、平素から情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、具体的な支援体制の整備を進める。以下、発生段階に応じた対応を示す。

【準備期】

(1) 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に

網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(3) 物資及び資材の備蓄

- ① 感染症対策物資等のほか、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり必要な食料品や生活必需品を備蓄する。なお、これら備蓄品は災害対策基本法49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう推奨する。

(4) 要配慮者への生活支援

- ① 国からの要請により、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続を決めておく。
- ② 要配慮者の把握については、災害対策基本法に基づき寒河江市が作成する避難行動要支援者名簿を活用する。また、日頃の関係各課の訪問活動等により、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障をきたすおそれのある世帯の把握に努める。
- ③ 在宅介護を受ける要介護者に対し、一定の介護が提供されるよう介護サービス事業者等との連携を図る。
- ④ 通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等が同時に流行することに備え、医療機関への負担軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要であることを周知する。

(5) 火葬体制の構築

- ① 県の火葬体制を踏まえ、区域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。
- ② 県と連携し、個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。

【初動期】

(1) 遺体の火葬・安置

県を通じた国からの要請により、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(2) 要配慮者への生活支援

新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底と食料品、生活必需品を備蓄するよう周知する。

【対応期】

(1) 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子供の発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(2) 生活支援を要する者への支援

国からの要請により、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、適切な措置を講じる。
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務、又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は、供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、生活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

(5) 埋葬・火葬の特例等

- ① 県を通じた国からの要請により、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬ができるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

- ③ 県の要請により、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣自治体に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、県を通じた国からの要請により、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保し、併せて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑤ 臨時遺体安置所の収容能力を超える事態となった場合は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合に、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

(6) 事業者に対する支援

- ① 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による、事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。
- ② 水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態においても、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

【用 語 解 説】

※アイウエオ順

○ 医療措置協定

感染症法第 36 条の 3 第 1 項に基づき、県と県内医療機関との間で締結される協定。
今後、新型コロナウイルス感染症のような感染症危機が発生した場合、本協定に定めるところにより、医療機関が病床確保、発熱外来の設置及び自宅療養者への支援等を実施する。

○ インフルエンザウイルス

人に感染するインフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは A 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

＊ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

＊ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。（平成 27 年 4 月現在：県立中央病院）

＊ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。（県立河北病院、県立新庄病院、公立置賜総合病院、（独）日本海総合病院）

＊ 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症対策物資等

感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 基本的対処方針

特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

○ 業務継続計画（BCP）

新型インフルエンザ等の発生や大規模災害等、非常事態が発生した際でも、市民生活の安定に重大な影響を与えるおそれのある重要な業務については、継続する必要がある。そのため、あらかじめ非常事態が発生した場合を想定し、優先的に行う必要のある業務やその方策、実施体制等を事前に検討し、計画としてまとめておくもの。

○ 緊急事態宣言

特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

○ 緊急事態措置

特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

○ 緊急物資

特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤、及びキャップ依存性エンドヌクレアーゼ阻害薬の 2 つの種類がある。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫等の曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定地方公共機関

特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

○ 住民接種

特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 特定新型インフルエンザ等対策

特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

○ 特定接種

特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、政府が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

○ 特定物資

特措法第55条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法におい

て規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。)。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パルスオキシメーター

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒト等）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能等を総合した表現。

○ まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、政府が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

○ リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。